

こだま新聞

第205号
平成24年11月

高額療養費支給制度

今年から高額療養費支給制度が変更となりました。

今までは入院治療だけに適用されていましたが今年の4月から外来治療でも適用となりました。70歳を境にして自己負担限度額と計算方法が変わっています。高額医療費が必要になる方は「限度額適用認定証」を保険者に申請し発行して

もらってください。

70歳未満の方は限度額適用認定証発行に申請が必須です。

70歳以上の方は申請が必ず必要方と不要方があります。詳しくは保険者(町役場など)に確認してください。

この新しい高額医療費支給制度ではそれぞれ細かに区分されていて一ヶ月の医療費負担限度額が4段階に

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日平成24年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8
被保険者	住所 八郎瀧町
	氏名 八郎瀧 太郎 男
	生年月日 昭和 00年 00月 00日
発効期日	平成24年 8月 1日
有効期限	平成25年 7月31日
適用区分	区分I
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号及び印	秋田県後期高齢者医療広域連合

分かれていきますので治療を受けるときは必ず「限度額適用認定証」をご提示ください。ご提示していただけないときは限度額がわかりませんので医療費の減額ができません。限度額認定証は左の図のような用紙です。この認定証には交付年月日と有効期限、区分が記載されています。

交付年月日
公布された日から窓口減額されます。減額の対象者でも交付年月日以前の治療については減額の対象となりません。また、歯科と歯科以外の治療費は別の治療費として減額されま

有効期限
毎年7月31日が有効期限となります。ご自分で申請しなければならぬ方は、毎年8月になると新たに申請しなければ減額対象となりません。

区分

区分により毎月の窓口負担合計上限額が違います。窓口で区分が確認できないと負担額がわかりませんので必ず保険証と一緒にご提示ください。

田舎をステキに変える

10月5日にクライイン主催の特別講演会が行われました。講師は大南信也氏。今、TVや新聞などで注目されているトレンドイナ人です。徳島県の過疎の町でNPO



今月の行事

11月

- 1日 CM制作委員会
- 3日 ブナを植える会
- 4日 昭和の名画上映会
- 4日 またまた 八郎瀧寄席(桂三若)
- 4日 ブルーホールトーク
- 15日 3歳児健診
- 16日 クライイン・ワイン会
- 25日 A・A・B・C・M審査会
- 29日 乳児健診
- 27日 県学校保健会
- 29日 B・C・G接種